

令和3年度6月補正予算（第9号）案について（協力金等）

令和3年6月18日

千葉県総務部財政課

043-223-2076

6月21日から7月11日までの期間、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を現在の12市から11市に変更した上で、飲食店等への営業時間短縮等の要請を行うこととしました。

このため、

- ・ 営業時間短縮等に御協力いただく飲食店及び大規模施設等の皆様に支給する協力金
- ・ 飲食店における感染防止対策の現地確認に要する経費

について、6月23日に補正予算案を追加提案します。

1 補正予算案の概要

補正予算規模 297億50百万円

[歳入内訳]

- ・ 国庫支出金 297億50百万円（4,178億20百万円 4,475億70百万円）
（地方創生臨時交付金）

【参考】補正予算（第9号）案の補正予算規模について

- ・ 6月17日公表分 50億10百万円
新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
- ・ 今回追加分 297億50百万円

合計 347億60百万円（補正後予算額2兆3,636億92百万円）

2 補正予算の内容

千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 29,550,000千円
（既定予算とあわせ 155,150,000千円）

県の要請期間（令和3年6月21日から7月11日まで）に、営業時間の短縮等を行った飲食店及び大規模施設等に対し、協力金を支給します。

1 飲食店に対する協力金 26,000,000千円（既定予算とあわせ 141,600,000千円）

[対象者] 県内全域の飲食店

[主な支給要件]

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること

まん延防止等重点措置区域にあっては、

- ・営業時間は午後8時（酒類の提供は午後7時）までとすること
- ・酒類の提供は、人数が2人までのグループに限り、入店から退店までの時間を90分以内で行うこと 等

[支給額] 以下の区分に応じて算定した日額×21日

(1) まん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市）

[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・7万5,000円以下の場合：3万円[日額]
- ・7万5,000円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4[日額]
- ・25万円を超える場合：10万円[日額]

[大企業] 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)[日額]

(2) その他区域

[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・8万3,333円以下の場合：2万5千円[日額]
- ・8万3,333円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3[日額]
- ・25万円を超える場合：7万5千円[日額]

[大企業] 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4[日額]

（上限額は、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

中小企業は1日当たりの売上高に応じた支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

2 大規模施設等に対する協力金 3,550,000千円（既定予算とあわせ 13,550,000千円）

[対象施設] まん延防止等重点措置を講じるべき区域内の大規模施設及び当該施設内のテナント・出店者等

[支給対象] 大規模施設：特別措置法24条9項に基づく要請に御協力いただいた1,000㎡超の施設
テナント・出店者等：上記施設又は要請に御協力いただいた1,000㎡超のイベント関連施設等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等

[支給額] 原則下記の1日あたりの支給金額 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 × 21日分

・大規模施設：休業面積 1,000 ㎡毎に 20 万円/日

支給対象のテナント店舗等の数が 10 以上の場合、1 店舗につき 2 千円が加算されます。

・テナント・出店者等：休業面積 100 ㎡毎に 2 万円/日

[支給要件] 20時から5時は営業を自粛すること

業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること 等

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業（経営支援課） 200,000千円
（既定予算とあわせ 730,000千円）

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に、感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査について引き続き実施するとともに、対策や要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を実施します。

[調査期間] 令和3年6月23日～令和3年7月11日

[調査項目例]

- ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類の提供ルール 及び 時短営業の遵守 など

[参考：6月17日公表分]

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業【新規】(疾病対策課) 4,940,000千円

高齢者向けワクチン接種の早期完了を目指し、個別接種を促進するため、ワクチン接種を多く実施する医療機関に対して支援金を交付します。

[交 付 額]

(1) 診療所

1日当たり50回以上の接種を実施した場合 1日当たり10万円

1週間当たり100回以上の接種を4週間以上実施した場合
100回以上接種した週の接種回数に対して、1回当たり2,000円

1週間当たり150回以上の接種を4週間以上実施した場合
150回以上接種した週の接種回数に対して、1回当たり3,000円

(2) 病院

1日当たり50回以上の接種を実施した場合 1日当たり10万円

特別な接種体制を確保の上、 を満たす週が4週間以上ある場合、 に加えて、
医師 1人1時間当たり 7,550円
看護師等 1人1時間当たり 2,760円

[対象期間] 5月9日から7月31日まで

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【新規】(健康福祉指導課) 70,000千円

新型コロナの長期化に伴い、既に貸付限度額に達しているなどの理由により生活福祉資金の特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対して、就労等につなげるための支援金を支給します。

[支給対象者] 総合支援資金の再貸付を終了した世帯又は再貸付について不承認とされた世帯
支給対象者は町村居住者に限る(市居住者については市が支給)

[支給要件] 収入要件：月の収入額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と
住宅扶助特別基準額の合計額を超えないこと

資産要件：世帯の預貯金の合計額が、収入要件の の6月分を超えないこと
(ただし、100万円を超えないこと)

求職活動等要件：ハローワークで求職活動を行うこと 等

[支給額] 単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円

[支給期間] 7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)